



海外赴任中の方へ贈与が行われる場合の課税関係

第 287 回

植野さん：みらい先生。こんにちは。お久しぶりです。ベトナムへ赴任してから早いもので 3 年がたちこちらの生活にも慣れ、家族みんなでベトナムでの生活も楽しみながら日々業務にいそしんでいます。

みらい：植野さん、お元気でしたか？ベトナムへ赴任されてから 3 年もたれたたのですね。ご家族皆さんもお元気そうで何よりです。

植野さん：ありがとうございます。ところで、私の両親が日本で運送会社を営んでおられて、これまで家族内で兄と私、どちらが両親の会社を継ぐのか話し合ってきました。私は今の仕事にやりがいを感じており、このまま続けていきたいと思っているので、結局兄が会社を継ぐことになるのですが、その際に両親の財産をどう兄弟に分配するのかという問題があります。会社を継ぐ兄には会社の株式を渡して、会社を継がない私には不平等とならないように、金銭を生前贈与したいと両親は言っています。そこで質問ですが、私は現在ベトナムで 3 年間生活をしていて日本に住んでいないのですが、生前贈与として金銭を受け取った場合、日本の贈与税が発生するのでしょうか？

みらい：日本に住んでいないのに、贈与税がかかるのか？という疑問を持たれているのですね。

下記の表をご参照ください。

【贈与税の課税対象となる財産の範囲】

贈与者	受贈者	国内に住所あり	国内に住所なし		日本国籍なし
			10年以内に国内に住所あり	10年以内に国内に住所なし	
国内に住所あり	国内に住所あり	国内財産・国外財産	国内財産・国外財産	* 国内財産・国外財産	* 国内財産・国外財産
国内に住所あり	国内に住所なし	国内財産・国外財産	国内財産・国外財産	* 国内財産・国外財産	* 国内財産・国外財産
国内に住所なし	国内に住所あり	国内財産・国外財産	国内財産・国外財産	国内財産のみ	国内財産のみ
国内に住所なし	国内に住所なし	国内財産・国外財産	国内財産・国外財産	国内財産のみ	国内財産のみ

上記の表の「※」の区分については、贈与者が「国外転出時課税の納税猶予の特例」の適用を受けていた場合は、その贈与者が贈与10年を超えて日本国内に住所を有したことがなかったとしても、これに含まれる場合があります

贈与者であるご両親は「日本国内に住所あり」、受贈者である植野さんは「日本国内に住所なし + 日本国籍あり + 過去 10 年以内に日本国内に住所あり」に該当しますので、仮にご両親から「日本国内にある財産および日本国外にある財産」のどちらかを贈与されたとしても、日本における贈与税の課税対象となります。

植野さん：そうですか。てっきり日本に住んでいない私は日本における贈与税の課税対象から外れるのかと思っていました。

みらい：贈与税の課税対象になってしまうので、年 110 万円の基礎控除がある「暦年贈与」等も検討しながら財産分与を進めてはいかがでしょうか？

植野さん：よくわかりました。ありがとうございます。両親にも伝えて今後どのように財産分与を進めるか再度話し合ってみます。

< 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内 10 拠点)

現地法人：中国 (北京・上海・深セン)・マレーシア (KL)・ベトナム (ハノイ・ホーチミン)・シンガポール・タイ (バンコク)

JapanDesk：米国 (LA)・中国 (大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/

CAREER MEISTER
 人材関連のお悩み、まずはご相談ください
 在豪日系企業80社以上との実績があります
 メルボルンの人材業界歴15年のプロにお任せください
 詳しくはこちら
 03 9426 7333 | info@careermelster.com.au | Level 3 530 Collins Street, Melbourne VIC 3000